◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（総務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、介護保険に関する事務に係る大都市に関する特例について、所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行するものとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（財務省）

1　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一〇〇円の貨幣の発行枚数を、七八九万六、〇〇〇枚とすることとした。（別表第三関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九一号）（財務省）

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第一三号）のうち、外国貿易船等又は外国貿易機等が入出港する際の報告事項について、原則として電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこと等に係る規定の施行期日は、平成三一年三月一七日とすることとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（厚生労働省）

1　特定身体障害者の範囲を、次に掲げる視覚障害で永続するものがある者に改めるものとした。（第一一条関係）

㈠　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下の視覚障害

㈡　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下の視覚障害

㈢　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下の視覚障害

㈣　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下の視覚障害

2　この政令は、平成三〇年七月一日から施行するものとした。

法　律

法律第六十五号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第十四項中「次条第十四項」の下に「及び第百五十条第八項」を加える。

第百五十条第一項中「衆議院（小選挙区選出）議員」の下に「又は参議院（選挙区選出）議員」を加え、「候補者届出政党は」を「それぞれ候補者届出政党又は参議院（選挙区選出）議員の候補者は」に改め、「政見（」の下に「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、」を加え、「又は候補者届出政党」を「又は次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　候補者届出政党

二　参議院（選挙区選出）議員の候補者のうち、次に掲げる者

イ　第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体で次の⑴又は⑵に該当するものの同条第一項に規定する推薦候補者

⑴　当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

⑵　直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

ロ　第二百一条の六第三項（第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体でイ⑴又は⑵に該当するものの第二百一条の四第一項に規定する所属候補者

第百五十条第二項中「候補者届出政党」を「前項各号に掲げるもの」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「参議院議員」を「参議院（比例代表選出）議員」に、「当該公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等。第五項において同じ。）」を「それぞれ衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等又は都道府県知事の候補者」に改め、同条第四項中「の放送」の下に「のうち衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者届出政党の放送」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第三項」を「第一項の放送のうち参議院（選挙区選出）議員の選挙における候補者の放送又は第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、「候補者」の下に「（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）」を加え、同条第六項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。